

高校生ビジネスプラン・グランプリ

全2日間

ビジネスプラン 作成講座



岡山県立図書館では、日本政策金融公庫が主催する「第9回 高校生ビジネスプラン・グランプリ」の開催に合わせて、ビジネスプラン作成講座を開講します。高校生のみなさんのご参加をお待ちしています！！

会場

岡山県立図書館 2階 多目的ホール

対象

岡山県内の 高校生等※からなるグループまたは個人
※全国の高等学校および高等専門学校の生徒（1～3年生のみを対象）

定員

40人（先着順） 参加費無料！！

ビジネスアイデア 創出編

令和3年

7月24日(土)

- 【1限目】10:00～11:30 ビジネスアイデア創出講義（日本政策金融公庫職員）
【2限目】12:30～13:30 講演：地域統計データの活用によるビジネスの実践
講師：株式会社日本統計センター 主任研究員 青山武夫氏
【3限目】13:40～14:30 ビジネスアイデア創出演習（日本政策金融公庫職員）
【4限目】14:40～15:30 役立つ！県立図書館の活用法（岡山県立図書館職員）

ビジネスプラン 作成編

7月31日(土)

- 【1限目】10:00～11:50 ビジネスプラン作成講義（日本政策金融公庫職員）
【2限目】13:00～14:30 ビジネスプラン作成演習（日本政策金融公庫職員）
【3限目】14:40～15:30 ビジネスプランの発表・ブラッシュアップ
※ 両日とも、途中で休憩を取ります。

第9回高校生ビジネスプラン・グランプリ

活力ある日本を創り、地域を活性化するためには、次世代を担う若者の力が必要です。日本政策金融公庫は、若者の創業マインド向上を目的に、全国の高校生・高専生を対象としたビジネスプラン・グランプリを開催しています。

前回（第7回）は、全国から総数3,808件（409校）のエントリーがありました。

※第8回は新型コロナウイルス感染拡大のため中止。



お申込み方法については、裏面をご覧ください。

この講座のポイント

Point 1

企画や事業計画の作成に役立つ、基本的な考え方や手法を学べます。社会人や大学生等になってからはもちろん、将来、**経営者として創業する際にも生かせるノウハウ**です。

Point 2

会場が図書館なので、ビジネス関連の専門書やデータベースなど、インターネットでは手に入りにくい**情報を効率的に収集**できます。

Point 3

受講された高校生の皆さんは、第9回高校生ビジネスプラン・グランプリの提出期限まで、日本政策金融公庫職員の**事後フォロー**を受けることができます。

【主催】 岡山県立図書館 日本政策金融公庫

お申し込み・お問い合わせ

岡山県立図書館 社会科学班

〒700-0823 岡山市北区丸の内2丁目6-30

(担当：山崎・久戸瀬^{くどせ})

TEL：(086) 224-1286 FAX：(086) 224-1208

県立図書館ホームページから申し込みできます。(要メールアドレス)

または下の申込書にご記入の上、FAXでお送りください。

図書館の窓口へ直接お持ちいただいても構いません。

☆申し込み受付後、参加の可否を代表者(生徒のみの場合)または引率の先生にご連絡します。



【アクセス】<JR岡山駅方面から>

- 路面電車 東山行き「県庁通り」下車 徒歩5分
- バス 岡電バス、宇野バス、両備バス、岡山市内循環バス(めぐりん) いずれも「県庁前」下車すぐ
- 自家用車・自転車 敷地内に駐車場・駐輪場あり

<新型コロナウイルス感染症対策について>

- ※イベントに参加される方は、当日の体温を測定の上、ご参加ください。発熱のある方は参加をお断りすることもありますので、ご了承ください。また、体調の悪い方は参加を控えてくださいますようお願いいたします。
- ※マスクを着用していない方の参加はお断りします。ご了承ください。(特別な事情のある場合を除きます。)
- ※座席の間隔を確保するため、定員を減らしております。
- ※講座中は部屋の換気を行っていますが、室温の調整が難しい場合もありますので、各自衣服の調整をお願いします。
- ※新型コロナウイルスの感染拡大状況によって、予定が変更となる場合があります。



高校生ビジネスプラン・グランプリ

ビジネスプラン作成講座申込書

氏名(ふりがな)	()
ご引率の先生 (いらっしゃる場合)	()
代表住所 (学校でも可)	〒 -
電話(名前)	- - ()
E-mail	
高校名	
参加希望日 (〇で囲んでください)	両日 / 7月24日(土)のみ / 7月31日(土)のみ

※申込時に収集した個人情報については、県立図書館において厳重に管理し、当事業の申込受付のみに使用いたします。ただし、イベント参加者で新型コロナウイルスの感染者が発生した場合、必要に応じて保健所等の公的機関へ情報提供することがあります。